

2014年 12月 1日

株式会社アソシア

普通保険約款の一部改定について

平成 26 年 12 月 1 日より普通保険約款の一部を下記の通り改定いたしましたのでお知らせいたします。

記

◆ 更新保険料払込猶予期間の設定 ◆

更新保険料の払込みについて一定の払込猶予期間を設けることにより、利便性の向上をはかります。

【改正前】

更新前契約の満期日までに、更新保険料を払込みいただけなかった場合は、更新のお引き受けはできません。(新規契約のお申込が必要)

【改正後】

原則として更新前契約の満期日までに更新保険料を払込みください。

ただし、満期日を過ぎてしまった場合でも、更新契約の保険始期日の属する月の翌月末（以下、「払込猶予期日」といいます。）までに更新保険料の払込みをいただくことで、更新のお引き受けを致します。

保険金支払：更新保険料払込猶予期間中に、保険金支払対象の事故が発生した場合は、更新保険料が払込猶予期日までに払込まれたことを条件として保険金をお支払いいたします。

更新保険料払込猶予期日までに更新保険料の払込がなかった場合：更新契約は不成立とします。

※ 2014年 12月 1日時点において、有効に成立しているご契約全てを対象といたします。

以上